

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域における猫に起因する問題の減少を図るため、地域猫の不妊・去勢手術及び地域猫活動に準ずる活動（以下「不妊・去勢手術等」という。）に要する経費について、地域猫活動団体等に対し予算の範囲内において袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和 4 9 年規則第 1 1 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主のいない猫のうち、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られており、かつ、地域のルールに基づいて適切に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民が主体となりボランティア及び行政が協働して、特定の飼い主のいない猫を把握するとともに、その地域にあった方法で管理者を明確にし、餌及びふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化その他の地域のルールに基づいた適切な管理を行い、特定の飼い主のいない猫の数を増やさず一代限りの生を全うさせる活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 地域猫活動を行うことを目的として設立された団体をいう。
- (4) 不妊・去勢手術 獣医師（獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）第 3 条の免許を受けている者で、動物病院に所属するものをいう。）による雌猫の卵巣若しくは卵巣及び子宮の摘出又は雄猫の精巣の摘出を行い、かつ、目印として雄猫の場合は右耳の先端を、雌猫の

場合は左耳の先端をV字型に切除する手術をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、地域猫活動団体又は地域猫活動に準ずる活動を行う団体（以下「地域猫活動団体等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内の地域猫活動団体で、次のいずれにも該当するもの

ア 市内に居住し、同一の世帯でない3人以上により構成されているもの

イ 地域猫の管理を行う場所（給餌場等を含む。以下「活動場所」という。）の土地所有者及び施設管理者の同意を得ているもの

ウ 活動場所の属する自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）の同意（自治会等がない場合は、活動場所に隣接する土地の所有者及び居住者の同意）を得ているもの

(2) 市内で地域猫活動に準ずる活動を行う団体（前号に該当する団体を除く。）で次のいずれにも該当するもの。

ア 3分の2以上が市内在住者により構成されており、同一の世帯でない3人以上により構成されているもの

イ 3年以上地域猫活動に準ずる活動を行っているもの

ウ 複数の自治会等の区域で地域猫活動に準ずる活動を行っているもの

エ 活動場所の土地所有者及び施設管理者の同意並びに活動場所の属する自治会等の同意（自治会等がない場合は、活動場所に隣接する土地所有者及び居住者の同意）を得ているもの

2 前項の規定にかかわらず、地域猫の不妊・去勢手術等に要した経費について、他の制度による助成等を受けている場合は、対象としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域猫活動団体等（以下「申請団体」という。）は、不妊・去勢手術を行おうとする年度の12月28日（同日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の構成員名簿
- (2) 活動場所を示す図面（給餌場及びトイレの位置を図に示したもの）
- (3) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等の活動に係る土地所有者及び施設管理者の同意書（様式第2号）
- (4) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等の活動に係る自治会等の同意書（様式第3号）
- (5) 申請団体が管理している地域猫の一覧表及び写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第1号に該当する団体は、前項に掲げる書類のほか、不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表及び写真を添付しなければならない。

3 第3条第1項第2号に該当する団体は、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫及び補助対象経費に係る購入物品等の一覧表及び写真
- (2) 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し（不妊・去勢手術費を除く。）
- (3) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金収支予算書（様式第4号）
- (4) 会則
- (5) 3年間の収支報告書及び事業実績報告書  
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、必要に応じ現地調査を行うことにより補助金の交付の可否を決定し、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、当該申請団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

（不妊・去勢手術等の実施）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、当該決定を受けた日の翌日から起算して90日以内に、当該決定に係る地域猫への不妊・去勢手術又は物品の購入を行わなければならない。

（変更又は中止の承認の申請）

第9条 補助団体は、補助金に係る事業を変更するとき、又は中止するときは、速やかに袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）及び変更又は中止に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、承認の可否を決定し、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金変更（中止）承認決定（却下）通知書（様式第7号）により当該補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助団体のうち、第3条第1項第1号に該当する団体は、不

妊・去勢手術を完了した日から起算して30日以内又は交付決定日の属する年度の2月末日（同日が閉庁日の場合は、その後の最初の開庁日）までに、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し
- (2) 不妊・去勢手術を受けた地域猫の一覧表及び写真（不妊・去勢手術がされていることを確認できるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助団体のうち、第3条第1項第2号に該当する団体は、不妊・去勢手術又は補助対象経費に該当する物品の購入を完了した日から起算して30日以内又は交付決定日の属する年度の3月末日（同日が閉庁日の場合は、その後の最初の開庁日）までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用又は補助対象経費に該当する物品の購入に係る領収書及び請求内訳書の写し
- (2) 不妊・去勢手術を受けた地域猫又は補助対象経費に係る購入した物品の一覧表及び写真（不妊・去勢手術がされていること又は購入したことが確認できるもの）
- (3) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金収支決算書（様式第9号）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、必要に応じ現地調査等を行うことにより内容を審査した上、適正と認めたときは補助金の額を確定し、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金額確定通知書（様式第10号）により、当該報告をした補助団体に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助団体は、その

通知を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、袖ヶ浦市地域猫活動等補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付の特例）

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付をすることができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金（概算払・前金払）請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、袖ヶ浦市地域猫活動等補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助団体に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 第3条の第1項第1号又は第2号の要件を満たさなくなったとき、又は第7条の条件に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された補助団体が、既に補助金の交付を受けている場合は、当該補助団体に対して既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（活動報告）

第16条 補助団体は、3月1日から同月31日までの間に、その属する年度の活動場所における活動状況について、袖ヶ浦市地域猫活動等報告書（様式第14号）により市長へ報告するものとする。

（交付決定後の報告）

第17条 補助団体は、市長から地域猫活動等による効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請団体に対する第14条及び第15条の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額
第3条第1項第1号に該当する団体	不妊・去勢手術費	不妊・去勢手術に要した費用	1匹当たり10,000円
第3条第1項第2号に該当する団体	活動に要する経費	不妊・去勢手術に要した費用	1匹当たり5,000円
		捕獲箱等猫保護用具購入費用	補助対象経費の合計額の2分の1（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）
		活動啓発品作成用具購入費用	
		看板等作成費用	
		トイレ資材及び清掃用具購入費用	
その他市長が活動の取組のために必要と認める経費			

備考 第3条第1項第2号に該当する団体に交付する補助金の額の上限は、250,000円とする。



袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名  
 代表者住所  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 (第3条第1項第1号の 団体)	不妊・去勢手術	件	円
交付申請額 (第3条第1項第2号の 団体)			円
活動目的			
活動期間			
活動場所			
地域猫活動を行うこと による効果			
事業計画	個体把握方法		
	管理方法		
	保護里親計画		
	その他		
地域猫活動団体人数		人（うち市内	人）
管理している地域猫頭数		頭（うち不妊去勢手術済	頭）
年度末での地域猫 目標管理頭数		頭（うち不妊去勢手術済	頭）

1 第3条第1項第1号に該当する団体の添付書類

- (1) 申請団体構成員名簿
- (2) 活動場所を示す図面（給餌場及びトイレの位置を図に示したもの）
- (3) 地域猫活動団体等に係る土地所有者及び施設管理者の同意書（様式第2号）
- (4) 地域猫活動団体等の活動に係る自治会等の同意書（様式第3号）
- (5) 地域猫活動団体が管理している地域猫の一覧表及び写真
- (6) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表及び写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第2号に該当する団体の添付書類

- (1) 申請団体構成員名簿
- (2) 活動場所を示す図面（給餌場及びトイレの位置を図に示したもの）
- (3) 地域猫活動団体等に係る土地所有者及び施設管理者の同意書（様式第2号）
- (4) 地域猫活動団体等の活動に係る自治会等の同意書（様式第3号）
- (5) 地域猫活動団体が管理している地域猫の一覧表及び写真
- (6) 不妊・去勢手術を受けさせる地域猫の一覧表及び写真及び補助対象経費に当たる購入物品等の一覧表及び写真
- (7) 補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し（不妊・去勢手術費を除く。）
- (8) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金収支予算書（様式第4号）
- (9) 会則
- (10) 過去3年間の収支及び事業実績報告書
- (11) その他市長が必要と認める書類

袖ヶ浦市地域猫活動団体等の活動に係る土地所有者及び施設管理者の同意書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名  
電 話 番 号

下記のとおり、地域猫活動団体等の活動について、土地所有者及び施設管理者の同意を得ましたので報告します。

記

地域猫活動等団体等の活動に係る土地所有者及び施設管理者の同意書

団体名： \_\_\_\_\_ が、

活動場所：袖ヶ浦市 \_\_\_\_\_ において、  
飼い主のいない猫を適正管理することについて、団体の活動を認めます。

同意条件

年 月 日

土地所有者 住 所  
氏 名  
電話番号

施設管理者 住 所  
氏 名  
電話番号

※地域猫活動とは

地域住民が主体となりボランティア及び行政が協働して、特定の飼い主のいない猫を把握するとともに、その地域にあった方法で管理者を明確にし、餌及びふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化その他の地域のルールに基づいた適切な管理を行い、特定の飼い主のいない猫の数を増やさず一代限りの生を全うさせる活動をいう。

※地域猫とは

特定の飼い主のいない猫のうち、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られており、かつ、地域のルールに基づいて適切に管理されている猫をいう。

袖ヶ浦市地域猫活動団体等の活動に係る自治会等の同意書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名  
電 話 番 号

下記のとおり、地域猫活動団体等の活動について、自治会等の同意を得ましたので報告します。

記

地域猫活動団体等の活動に係る自治会等の同意書

団体名： \_\_\_\_\_ が、

活動場所：袖ヶ浦市 \_\_\_\_\_ において、  
飼い主のいない猫を適正管理することについて、団体の活動を認めます。

同意条件

年 月 日

自治会等名  
代 表 者 名  
電 話 番 号

※地域猫活動とは

地域住民が主体となりボランティア及び行政が協働して、特定の飼い主のいない猫を把握するとともに、その地域にあった方法で管理者を明確にし、餌及びふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化その他の地域のルールに基づいた適切な管理を行い、特定の飼い主のいない猫の数を増やさず一代限りの生を全うさせる活動をいう。

※地域猫とは

特定の飼い主のいない猫のうち、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られており、かつ、地域のルールに基づいて適切に管理されている猫をいう。

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金収支予算書

年 月 日 現在

収入

項目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市に負担を求める額		
その他収入		
地域猫活動団体負担額		
合計		

支出

	項目	予算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
補助対象経費			
	小計（A）		
補助対象外経費			
	小計（B）		
合計（A+B）			

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金については、下記のとおり決定したので袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

袖ヶ浦市長

記

1 交付決定

交付決定額 金 円

交付の条件

2 却下

理由

補助金交付条件（交付決定の場合のみ）

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

年 月 日付け袖ヶ浦市達第 号をもって決定のあった袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更しようとする理由

2 変更後の交付申請額 円

袖ヶ浦市指令第 号

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金変更（中止）承認決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金の変更（中止）について下記のとおり決定（却下）したので、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

袖ヶ浦市長

記

1 交付決定

交付決定額 金 円

2 却下

理由



袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金実績報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名  
 代表者住所  
 代表者氏名  
 電 話 番 号

年 月 日付け袖ヶ浦市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった袖ヶ浦市地域猫活動等における不妊・去勢手術又は補助対象経費に係る物品の購入を完了したので、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

交付決定額 (第3条第1項第1号の団体)		不妊・去勢手術	件	円
交付決定額 (第3条第1項第2号の団体)				円
活動目的				
活動期間				
活動場所		袖ヶ浦市 他		
地域猫活動を行ったことによる効果				
事業計画 結果	個体把握方法			
	管理方法			
	保護里親計画			
	その他			
地域猫活動団体人数		人（うち市内		人）
現在管理中の地域猫頭数		頭（うち不妊去勢手術済		頭）
年度末での地域猫 目標管理頭数		頭（うち不妊去勢手術済		頭）

1 第3条第1項第1号に該当する団体の添付書類

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し
- (2) 不妊・去勢手術を受けた地域猫の一覧表及び写真（不妊・去勢手術がされていることを確認できるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第2号に該当する団体の添付書類

- (1) 不妊・去勢手術に要した費用又は補助対象経費に該当する物品の購入に係る領収書及び請求内訳書の写し
- (2) 不妊・去勢手術を受けた地域猫又は補助対象経費に係る購入した物品の一覧表及び写真（不妊・去勢手術がされていること又は購入したことが確認できるもの）
- (3) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金収支決算書（様式第9号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金収支決算書

年 月 日 現在

収入

項目	決算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
市に負担を求める額		
その他収入		
地域猫活動団体負担額		
合計		

支出

	項目	決算額（円）	積算根拠（内容・数量・単価など）
補助対象経費			
	小計（A）		
補助対象外経費			
	小計（B）		
合計（A+B）			

袖ヶ浦市達第 号

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金額確定通知書

年 月 日付け袖ヶ浦市指令第 号をもって補助金の交付決定をした袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

袖ヶ浦市長

記

補助金交付確定額 金 円

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付請求書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名  
代表者氏名  
代表者住所  
電 話 番 号

年 月 日付け袖ヶ浦市達第 号をもって額の確定のあった袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金について、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金（概算払・前金払）請求書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

年 月 日付け袖ヶ浦市達第 号をもって交付決定のあった袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金を袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり（概算払・前金払）されるよう請求します。

記

1 請求額 金 円

2 理由

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

袖ヶ浦市長

年 月 日付け袖ヶ浦市指令第 号をもって補助金の交付決定した袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金の交付について、下記の理由により取り消すので、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金補助要綱第14条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	袖市指令第 号
交付決定額	円		
交付金の取消し額	円		
取消しの理由			

袖ヶ浦市地域猫活動等報告書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

団 体 名

代表者氏名

代表者住所

電 話 番 号

地域猫活動について、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 地域猫の現在の管理状況

不妊去勢手術済の猫	匹うち当該年度	匹
不妊去勢手術が未完の猫		匹
合計		匹

2 活動に当たっての特記事項

苦情などの内容	
今後の課題、反省点	
その他	